

これらの問題点は早急に解消すべきであるとして、日弁連は、2009年12月、「全面的国選付添人制度に関する当面の立法提言」を行った。その内容は、①対象事件を、少年鑑別所に収容された少年の事件全件に拡大し、②家庭裁判所が必要と認めた場合だけでなく、少年又は保護者の請求があった場合にも付する制度への拡大を求めたものである。日弁連は、その実現へ向けて、下記のとおり弁護士の対応態勢を拡充するとともに、市民向けのシンポジウムや国会議員への要請を行っている。

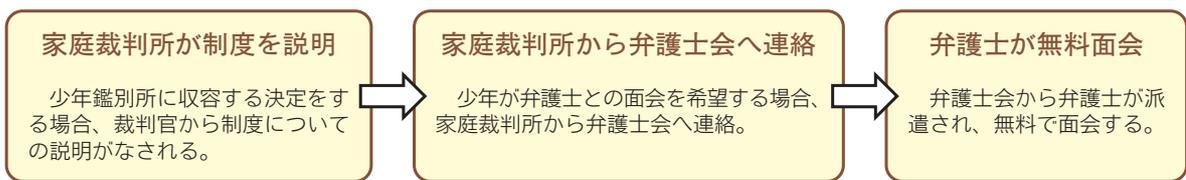
(3) 弁護士付添人活動拡充のための取り組み

神戸の児童連続殺傷事件や佐賀バスジャック事件などを契機として、2000年以降、少年法は厳罰化を進める改正が行われている。日弁連と全国の弁護士会は、少年の立ち直りを援助するという少年法の理念を維持するためには、できる限り多くの少年が弁護士付添人の援助を受けられるようにする必要があると考え、そのための態勢を整備してきた。

① 当番付添人制度

当番付添人制度とは、少年鑑別所に収容された少年が希望する場合に、弁護士会が弁護士を派遣し、無料で面会する制度である。面会した弁護士が付添人制度を説明することで、付添人選任につながっている。2001年に福岡県で始まり、2009年11月までに全国の弁護士会で実施されるようになってきている。

当番付添人制度の流れ



② 少年保護事件付添援助制度

少年は弁護士に依頼するお金がない。少年の保護者も、経済的に裕福な家庭は少なく、仮に資力があっても、少年のために弁護士費用を支出することには消極的な場合が少なくない。そのような少年も弁護士付添人が選任できるよう、日弁連は、少年保護事件付添援助制度を運営している。これは、すべての事件について、少年が希望する場合には、弁護士費用の全額を援助するという制度である。

その財源は、全国の弁護士から特別会費を徴収した少年・刑事財政基金であり、援助総額は、2010年度で、約7億6000万円となっている

